

● トピック・ニュース

国際貨物輸送：セキュリティ規格を準備

EU 及び米国は、国際輸送の分野において新しいセキュリティ規格への適合を義務付けることを最終的な目標とする政府間プログラムの最初の措置を発表した。その主な目的はテロの防止であり、主なターゲットは高リスク製品を収納できるコンテナであるが、このプログラムがあらゆる製品の偽造に対する保護につながる可能性もある。

発表された合意事項は、基本的には情報交換及び共通かつ包括的な原則の適用であり、技術的詳細には欠けている。しかしながら、これらは、国レベル及び国際レベルで現在進められている規格の統合化プログラムについて、その重要性を高めている。

標準化事項としては、例えば、シール、センサー、その他の追跡デバイス、コンテナ内容物の自動点検(装置)、GPS トラッキング及びスマート・タグがある。

テロとの戦いが注目を集める中、適切な規格がいったん策定されれば、通常よりも早く規則により義務化されるかもしれない。

自動車：新たな EMC ルール

四輪車の部品及び半組立部品に対する EMC(電磁両立性)要求事項を規定している 1995 年の指令が更新され、新しいルールが 2006 年から 2009 年にかけて段階的に導入される。

この変更の主な目的は、自動車の安全性又は性能に関連しない目的で自動車に使われている電気電子製品について、自己適合宣言を導入し、現在要求されている第三者機関による型式承認を廃止することである。例えば、エンターテインメント・システム、電気通信機器がその対象である。

この目的は明確であるが、要求事項の詳細については解釈に相違が生じる可能性がある。(自動車に使用される電気電子機器の分野では、今回の新指令によって更新された先の指令が 1995 年に導入された際にも混乱があった。)今回の潜在的問題の中心は、車輛の安全性又は性能に影響を与える機能に関係している製品については、型式承認が求められるという文言にある。そのような機能を直接もたなくとも、エミッション(電磁波の放出)がそのような機能を妨げるかもしれない製品が対象とされるか否かは明らかではない。

EU の次の新加盟国：EU 指令の新しいデータ

EU は、EU 加盟を希望しているブルガリア、ルーマニア及びトルコの 3 ヶ国における各 EU 指令の実施日に関するデータの公開を開始した。今回の措置が承認されれば、2004 年に EU に加盟した新たな 10 ヶ国のものと併せてデータは前回に比べてより明確で詳細になる。またこれと並行して、ブルガリア及びルーマニアは、EU の RAPEX システム(安全でない消費者製品に関する情報交換システム)に速やかに統合される予定である。

新規加盟国は加盟（ブルガリアとルーマニアの場合は早ければ 2008 年）前に EU の規制の全てを適用しなければならないが、各規制の実施に関する正確な時間的枠組みは国によって異なる。そのため、例えば、機械をブルガリアに輸出する EU 又は非 EU 加盟国の輸出業者は、ブルガリアの EU 加盟日までに EU 機械指令がブルガリアで施行されることは分かるが、加盟以前に輸出する際、その時点で指令が既に施行されているか否かを知る必要がある。新しい報告書及び新しいデータベースは、100%効果的ではないが、この問題に対する解答を提示することを意図している。

パッケージサイズの義務、廃止

EU の新たな提案によると、事前にパッケージングされた製品のサイズ又は量を制限していた EU の規制が廃止される。ワイン、スピリッツ、コーヒー及び砂糖の消費者向け販売は一時的に例外となる予定。

この規制緩和は、洗剤、ソフトドリンク、洗浄製品、塗料及び歯磨き粉を含む幅広い製品に影響を与えることとなる。

現行ルールは、主に、EU が各国の規則によって引き起こされる貿易障壁への対策として完全整合化を政策としていた 1970 年代後半に導入された。現在、その政策は変更され、その他の規制によって消費者には価格（例えば、1 キロあたりの食品の値段）を比較するための十分な情報が与えられていることもあり、パッケージのサイズは自由市場に委ねられるべきだと考えられている。

● 最新情報

全製品に係るパッケージ

今年初めに採択された、パッケージのリサイクルに関する要求事項を引き上げる EU の新しいパッケージング指令に関し、当該指令への適合の基礎として策定された 5 つの規格の詳細が発表された。しかしながら、これらの規格を指令への適合の法的基礎とすることについて 1 EU 加盟国が異議を唱えているため、整合規格として認定されていない。この異議は却下される可能性は高いものの、それまでには数ヶ月かかると見られている。

溶剤の排出

揮発性有機化合物の排出を削減するための EU プログラムにおける、溶剤代替物に関する新たなガイダンス文書が発行された。ガイダンスは、2005～2010 年に削減が義務化される 15 分野のうちドライ・クリーニング、塗料及び接着剤を含む 12 分野に関して出された。

化学品

EU において、発癌性、突然変異性、生殖機能への有害性が今年初めに確認された 42 物質に関しての販売制限が提案されているが、現時点では正式に禁止されていない。前回の警告は公的な議論の対象にはならなかったが、禁止措置を導入する今回の提案について発効の前に欧州議会及び EU 加盟国の承認が必要である。

電気製品-低電圧電気安全

- 1) 日焼け用機器に関するEN規格は安全ではなく、関連するEU指令への適合のために使用してはならないことが決定され、公的な警告が出された。EN規格に関する公的警告が出されることは非常に珍しい。
- 2) 通知機関のリストが更新され、EUの主な新規加盟国が全て含まれた。

玩具

最終的な技術的詳細はまだ明らかにされていないものの、現在一時的に禁止されているソフトプラスチック製玩具におけるフタル酸の使用は、まもなく恒久的に禁止される見通しである。また、現在の一時的禁止措置は更に12ヶ月延長される。フタル酸は生殖機能に有害である疑いがあり、子供の口に入りやすい玩具における使用は認められていない。

ガス機器

- 1) 1990年にこの分野の指令が採択されて以来初めて、新加盟国10ヶ国を含む各EU加盟国において器具が適合しなければならないガスの種類及びガス圧の詳細が発表された。
- 2) 新たに9つの規格が承認された。これには、猶予期間なしで直ちに適用されなければならない4つの更新が含まれている。

ATEX(爆発性雰囲気)製品

特定の製品群に関するCEマーキング手続きについてのガイダンスが発行された。文書はインターネット上で無料で入手できる。

自動車

2003年の提案を更新する新たなテキストが発表され、型式承認のための新たな行政手続は採択に一步近づいた。この新たなテキストは2006年又は2007年に施行される可能性があるが、この型式承認手続きの専門家にのみ関連するもので、技術仕様の変更はない。

機械安全

2004年に最初にインターネット上に掲載された、通知機関からの一連の非公式ガイダンス文書が拡充された。通知機関のリスト自体も拡大し、主なEU新規加盟国が包含された。

無線機器-電気通信端末機器(R&TTE)

公式の「製造業者の責務に関するクイック・ガイド」が、他の複数の新たなガイダンス文書とともに、インターネット上で公表された。これらの文書により、新規EU加盟国及びEU加盟候補国における指令の採択に関するデータも無料で入手可能となった。また、利用可能な無線周波数に関する明確なデータの提供についても、継続的に改善が図られている。

化粧品

管轄権を持つ当局のリストが更新され、今年初めにEU加盟した10ヶ国のほとんどが追加された。これらの政府当局は、この分野では非常に重要な役割を果たす。EUの化粧品製造業者又はEU外からの化粧品輸入業者は、これらの政府当局に連絡することが義務づけられており、少なくとも最初の販売国で登録しなければならない。

建設資材

一連の製品に関する指令の下で新たに 35 規格が承認された。しかしながら、当該指令及び CE マーキングが EU 内でいつ統一的に適用され認められるかという問題については何の進展も報告されていない。

化学肥料

「EC 肥料 (EC fertilizer)」での使用が承認された物質のリストが更新された。また、カドミウムの制限強化に関する議論は継続中である。

危険物質の輸送

EU は、道路及び鉄道輸送についての要求事項を特定している国際条約の 2005 年版を 2005 年 1 月から承認する。この動きは、法律の移行にあたり最新の状態にしておくためのものである。近年、EU の規制は国際レベルでの最新の技術動向に対する考慮を怠ってきた。

食品安全

- 1) 2003 年に導入された GMO (遺伝子組み替え作物) 追跡の新しい枠組みにおける、食品中の GMO の存在をチェックするためのサンプリング方法及び試験方法が発表された。これらの手法は既存の及び準備中の ISO 規格に大きく依存している。
- 2) EU 域内で販売される食品への放射線照射が認められた EU 域外の施設のリストが更新された。また、不完全ながらも、食品への放射線照射が新規 EU 加盟 10 ヶ国でどのように規制されているかに関するデータが発表された。
- 3) 承認された人工甘味料及び雑多な食品添加物についての EU リストが更新された。現在の緊急制限を承認する形で、亜硝酸塩、硝酸塩及びゼリーのミニカップ中に含まれる添加物に関する規則が強化された。
- 4) ダイオキシン、オクラトキシン、多環式芳香族炭化水素の 3 つの危険汚染物質について、新たな制限又は管理が発表された。
- 5) 食品と接触する物質 (パッケージのみならず、人間による消費に至るまでのライフサイクルの全ての段階で係わる物質) をカバーする衛生規則の枠組みが完全に更新され、より明確なガイダンスが入手可能になった。この新しい枠組みは現在の技術要求事項を変更するものではない。

● 新規公式報告書及び関連発表

全製品/適合性評価の相互承認

EU は、非 EU の貿易相手国との MRA の進展を阻害している行き詰まりを打開すべく、新たなコンセプトを発表した。ACAA (Agreement on Assessment and Acceptance) と呼ばれるこのアイディアは、貿易相手国が EU 強制規格の同等性を公式に認める代わりに、EU は従来の MRA と同様に、貿易相手国が指定する機関が発行する適合性評価証明書を受け入れることを申し出る、というものである。

議論はまだ初期段階であり、ACCA に関してはまだ交渉されていない。

企業の社会的責任 (CSR) のためのマネジメントシステム規格

ISO による社会的責任に関する新しい標準化イニシアチブの発表とほぼ同時期に、EU は企業に向けた初の

CSR 意識向上キャンペーンを開始した。この EU の動き自体の実際的な重要性は薄い、当該分野における欧州での関心の高まりを示しており、重要なプログラムが現れるのは時間の問題である。CSR はマネジメントシステム規格の次の主要分野となるかもしれない。